

## SPECIAL REPORT

## 平成30年度加工原料乳生産者補給金の交付先と交付対象数量

農林水産省は4月2日、平成30年度の加工原料乳生産者補給金の交付先と交付対象数量を公表した。全国10指定団体を始めとする92事業者に対し、合計328万トン进行配分した。また、集送乳調整金の交付対象（指定事業者）として全国10指定団体を公表した。

## 1. 新たな生産者補給金制度に移行

酪農家が創意工夫を生かして経営展開できる環境整備や、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保が図られるよう、畜産経営の安定に関する法律等の一部を改正する法律が平成29年6月に成立・公布され、また、同年10月27日には同法に関する政省令が公布された。

これにより、加工原料乳生産者補給金制度については、①これまで指定生乳生産者団体に販売委託する生産者に限られていた生産者補給金の交付対象を拡大し、計画的に乳製品向けに仕向ける全ての生産者を対象とし、②一定の地域から集送乳を拒まずに行う事業者を、申請に基づき指定し、生産者補給金と併せて集送乳調整金を交付すること等を内容とする改正を行い、平成30年4月1日より、新制度に移行することとなった。

農林水産省は平成29年12月15日、食料・農業・農村政策審議会に対し平成30年度畜産物価格等について諮問を行い、その答申を受け、生産者補給金の総交付対象数量340万トン、生産者補給金の単価8.23円/kg、集送乳調整金の単価2.43/kgを決定した。

## 2. 生産者補給金の事業者別配分

農林水産省は平成30年4月2日、92事業者（第2号対象事業者と第3号対象事業の両方に認定された1事業者を含む）に対し、平成30年度の加工原料乳生産者補給金3,280,637.8トンを配分したことを公表した。詳細は以下の通り。

(1) 第1号対象事業者（生乳を集めて乳業に販売する事業者）

12事業者 合計：3,276,459.7トン

第1号対象事業者の事業者別交付対象数量

単位：トン

	事業者名	交付対象数量
◎	ホクレン農業協同組合連合会	2,984,158.6
	サツラク農業協同組合	5,223.5
	株式会社MMJ	4,925.2
◎	東北生乳販売農業協同組合連合会	56,929.8
◎	関東生乳販売農業協同組合連合会	96,414.1
◎	北陸酪農業協同組合連合会	1,494.2
◎	東海酪農業協同組合連合会	16,781.6
◎	近畿生乳販売農業協同組合連合会	1,677.4
◎	中国生乳販売農業協同組合連合会	13,756.2
◎	四国生乳販売農業協同組合連合会	2,540.0
◎	九州生乳販売農業協同組合連合会	92,526.4
◎	沖縄県酪農業協同組合	32.7
	第1対象事業者計	3,276,459.7

注) ◎は指定事業者

(2) 第2号対象事業者（乳業に直接生乳を販売する酪農家）

57事業者 合計：2,907.1トン

(3) 第3号対象事業者（乳製品を加工販売する酪農家）

24事業者 合計：1,271.0トン

## 改正畜産経営安定法における生乳流通（イメージ）

